居住用区分所有財産の評価方法変更

都市部のマンション価額が高騰しておりますが、令和6年1月1日以降に相続、遺贈又は贈与により取得した居住用区分所有財産(いわゆる分譲マンション)の評価方法が変更され、原則として法人が所有する居住用の区分所有財産も対象となりました。

区分所有補正率

新しい計算要素として「区分所有補正率」が設けられました。令和6年1月1日以降は**従来の相続税評価額に「区分所有補正率」を乗じて計算**するようになりました。

区 分	区分所有補正率	影 響
評価水準<0.6	評価乖離率×0.6	評価乖離率 1.66 以上で評価額増加
0.6≦評価水準≦1	補正なし	影響なし
1 <評価水準	評価乖離率	評価額が下がる。

評価乖離率

計算式 ①+②+③+④+3.220

評価乖離率を求めるため新しく4つの指数が設定されました。

指 数	計算式	ポイント
①築年数	築年数×△0.033	築古ほど下がる。
②総階数指数	総階数/33×0.239	33 階以上は 1 とし 0.239 になる。
③所在階	階数×0.018	上層階ほど高くなる。
4 敷地持分狭小度	*敷地面積/区分	敷地が狭いほど評価が下がる。
	所有面積×△1.195	

^{*}敷地面積=一棟の区分所有建物の敷地の面積×敷地権の割合

評価水準(評価乖離率の逆数) 計算式 1÷評価乖離率適用除外

この評価方法は以下のような場合には適用されません。

- ・区分登記されていないもの
- 構造上、居住の用に供することができないもの(事業用不動産)
- ・地下を除く階数が2以下のもの(低層マンション)
- ・居住の用に供する専有部分一室の数が 3 以下であってその全てを区分所有者 又はその親族の居住の用に供するもの(二世帯住宅)

西 山 会 計 事 務 所 http://nishiyama-accountingfirm.com/

^{*}区分所有面積=一棟の区分所有権等に係る専有部分の面積

参考までに3つのマンションで試算してみました。

敷地の広いタワーマンション

	指数	係数				
1	築年数	16		-0.033	-0.528	
2	総階数	40	1	0.239	0.239	
3	所在階	21		0.018	0.378	
4	敷地持分狭小度	0.3468		-1.195	-0.41443	
	専有部分の面積	84.04			3.22	
	敷地利用権の面積	31187.21	評価乖離率		2.89457	
	敷地権の割合	8661/9270076	評価水準		0.345474	
	一室に係る敷地利用権の割合	29.13810262	区分所有補正率		1.73674	

市中心部の中高層マンション

	指数			係数	
1	築年数	11		-0.033	-0.363
2	総階数	15	0.4545	0.239	0.108626
3	所在階	3		0.018	0.054
4	敷地持分狭小度	0.1622		-1.195	-0.19383
	専有部分の面積	59.68			3.22
	敷地利用権の面積	718.59	評価乖離率		2.8258
	敷地権の割合	6285/466573	評価水準		0.353883
	一室に係る敷地利用権の割合	9.679810341	区分所有補正率		1.69548

築古の中高層マンション

	指数	係数				
1	築年数	47		-0.033	-1.551	
2	総階数	15	0.4545	0.4545 0.239		
3	所在階	5		0.018		
4	敷地持分狭小度	0.1607		-1.195	-0.19204	
	専有部分の面積	69.01			3.22	
	敷地利用権の面積	998.8	評価乖離率		1.67559	
	敷地権の割合	111/10000	評価水準		0.596805	
	一室に係る敷地利用権の割合	11.08668	区分所有補正率		1.00535	

西山会計事務所 http://nishiyama-accountingfirm.com/